



乗馬クラブクレイン Presents  
総合馬術ホーストライアルシリーズ 2023(6月)  
【日本馬術連盟公認総合馬術競技会】  
実施要項

- 1, 主催：NPO 法人 Japan Eventing
- 2, 運営：NPO 法人 Japan Eventing
- 3, 会場：山梨県馬術競技場  
〒408-0044 山梨県北杜市小淵沢町 10060-3
- 4, 日程：令和5年6月17日(土)～6月18日(日)  
入厩日：6月16日(金)
- 5, 規程：日本馬術連盟競技会規程  
国際馬術連盟総合馬術規程  
ホーストライアルルール(別紙)2023年より変更あり
- 6, 競技種目 公認競技 EV100, EV90, EV80  
非公認 EV80

第1競技 EV100競技(公認)

馬場馬術競技	J E F 総合馬術上級課目 2020
クロスカントリー競技	全 長：2,000m～2,500m 最大分速：500m 飛越数：20～25個以内 高 さ 固定障害 1,00m以内 ブラシ障害 1,20m以内 幅 最も高い部分 1,15m以内 土台 1,80m以内 高さのない障害 2,40m以内 飛び降り 1,40m以内
障害飛越競技	全 長：350m～400m 分速 350m 障 害 数：10～11個(12飛越以内) 高 さ：1,05m以内 幅 : 1,20m以内 三段横木：1,40m以内

第2競技 EV90 競技(公認)

馬場馬術競技	J E F 総合馬術中級課目 2020
クロスカントリー競技	全 長：1,800m～2,300m 最大分速：450m 飛 越 数：17～22 個以内 高 さ 固定障害 0,90m以内 ブラシ障害 1,10m以内 幅 最も高い部分 1,10m以内 土台 1,50m以内 高さのない障害 2,00m以内 飛び降り 1,20m以内
障害飛越競技	全 長：350m～400m 分速 350m 障 害 数：9～10 個(11 飛越以内) 高 さ：1,00m以内 幅 ：1,15m以内 三段横木：1,35m以内

第3競技 EV80 競技(公認)

馬場馬術競技	J E F 総合馬術初級課目 2020A
クロスカントリー競技	全 長：1,500m～2,000m 最大分速：400m 飛 越 数：15～20 個以内 高 さ 固定障害 0,80m以内 ブラシ障害 1,00m以内 幅 最も高い部分 1,05m以内 土台 1,20m以内 高さのない障害 1,60m以内 飛び降り 1,00m以内
障害飛越競技	全 長：350m～400m 分速 350m 障 害 数：9～10 個(11 飛越以内) 高 さ：0,90m以内 幅 ：1,10m以内 三段横木：1,30m以内

第4競技 EV80競技(非公認)

馬場馬術競技	実施せず
クロスカントリー競技	全 長：1,500m～2,000m 最大分速：400m 飛 越 数：15～20 個以内 高 さ 固定障害 0,80m以内 ブラシ障害 1,00m以内 幅 最も高い部分 1,05m以内 土台 1,20m以内 高さのない障害 1,60m以内 飛び降り 1,00m以内
障害飛越競技	全 長：350m～400m 分速 350m 障 害 数：9～10 個(11 飛越以内) 高 さ：0,90m以内 幅 ：1,10m以内 三段横木：1,30m以内

7、参加資格

- 1、公認競技については、選手が申込時点において日本馬術連盟の会員で騎乗者 B 級以上を有していること。馬匹についても申込時点において日本馬術連盟の登録馬であること。
- 2、未成年者は保護者の承諾書を要する。
- 3、同一日における同一人馬の出場は、EV90、EV80 のクラスは 2 回までとする。
- 4、同一クラスに、同一人馬で出場する場合は、2 回目に関してはオープン参加とする。(同一人馬でなければポイント獲得及び表彰の対象とする。)
- 5、馬場馬術競技、障害飛越競技のみの参加については出場回数は制限しない。

8、参加申し込み

令和5年6月2日(金)までに、

- ・参加申込書
- ・入厩届

を Email にて NPO 法人 Japan Eventing までお送り頂き、合わせてエントリー代のお振込みをお願いいたします。

## 9, 参加料

- |   |          |
|---|----------|
| 1, 日本馬術連盟公認競技                           | 20,000 円 |
| 2, 非公認競技                                | 15,000 円 |
| 3, 馬場馬術競技のみ<br>障害飛越競技のみ<br>クロスカントリー競技のみ | 10,000 円 |
| 4, 馬匹登録料 1 頭につき                         | 10,000 円 |

振込先 口座名義：NPO 法人 Japan Eventing

銀行名：三菱 UFJ 銀行 支店名：江古田支店(店番号 1 9 0)

口座番号：(普通) 0 2 8 9 2 6 8

納入された参加料・登録料については返却しない。但し、主催者の都合により競技種目の取り止めた場合においてはこの限りではない。

## 10, 順位の決定

- 3 種目の合計減点にて順位を決定する。(第 4 競技については 2 種目の合計)  
2 名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する
  - クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めた クロスカントリースコアの最も良い選手。
  - それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で審判員の合計点数が最も良い選手が上位となる。
  - それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定 する。
  - それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
  - それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も速いタイムの選手。
  - それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で「人馬コンビネーションのハーモニー」の点数の合計 が最も高い選手から順位を決定する。
  - それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。
- 馬場馬術競技, 障害飛越競技のみの順位決定は行わない。
- 審判団の 判断により危険走行及びグッドピクチャーでない走行が見られた場合走行を停止する場合がある。

1 1, 表彰

- 1, 各競技6位までを入賞とし, 入賞馬にリボン, 副賞を贈る。
- 2, 1年間のJEF公認総合馬術競技会の成績をと総合して年間ランキングを作成し上位者には賞品を授与する。

1 2,

- 1, 打ち合わせ会は開催せず連絡事項は後日連絡する大会情報掲示板等にて掲載いたしますのでご参照願います。
- 2, エントリーの変更については,  
大会前: メールもしくは事務局までお電話にてお受けいたします。  
競技前日: 6月16日(金)14時まで大会事務局にて変更をお受けいたします。(競技前日の変更につきましては, 1件につき500円手数料を頂きます。)

1 3,

- 1, クロスカントリー競技に参加する選手の服装・馬装は国際馬術連盟総合馬術規程に記載の通りとし, ボディプロテクターの着用を義務とする。バックガード着用の場合はエアベストの装着を強く推奨する。
- 2, 騎乗する場合は, 固定式顎ひも付乗馬用ヘルメットを着用すること。選手以外が騎乗する場合においても同様とする。
- 3, 参加馬匹は健康検査及びJEF予防接種実施要領を規程通り実施していること。
- 4, 選手等の宿舎は各自で手配し経費は実費負担とする。
- 5, 参加馬の厩舎は主催者が準備する。
- 6, 厩舎での火器の使用及び喫煙は一切禁止とする。
- 7, 馬糧は各自にて持参すること。退厩の際は全て持ち帰ること。敷料については, おが粉とし, 会場で用意する。また, 厩舎及び周辺を清掃し, ごみ等を一切残さない事。
- 8, 施設の利用に関しては, 開催場所の施設利用心得を厳守すること。
- 9, 期間中の人馬の事故等に対しては, 主催者への連絡をもって応急処置を行うがその責は負わない。
- 1 0, 参加者は何らかの傷害保険に加入すること。
- 1 1, 参加選手は, クロスカントリーの競技中に必ずメディカルカードを連帯すること。
- 1 2, 参加申し込みが少数の場合は, 競技及び種目を中止することがある。

別紙

## NPO 法人 Japan Eventing 総合馬術ホーストライアルルール

NPO 法人 Japan Eventing 主催の総合馬術ホーストライアルシリーズでは、  
人馬にクロスカントリー走行の経験を積んでもらうため、以下のルールを適用いたします

- クロスカントリー走行中の「パス」について:

走行中、選手は、フェンスジャッジに対して「パス」を宣言することにより、障害を  
飛越せずに走行を継続し、次の障害に向かうことができる。走行中の「パス」の回数  
は問わないが、その都度宣言する必要がある。成績上は「棄権(R)」の扱いとなる。

※2023年より EV1 0 0 クラス以上でのクラス出場での走行中のパスはなしとします。

- クロスカントリー走行中通算での3反抗失権後の走行継続(同一障害での3反抗を除く):

選手は、通算での3反抗失権後も走行を継続することができる。成績上は「失権(E)」  
の扱いとなる。

ただし、同一障害で3回の反抗があった場合は認めない。

走行継続可能な例:

ある障害で2回の反抗の後に通過し、別の障害で2回の反抗後、「パス」を宣言  
して次の障害へ向かうことは認められる

走行継続が認められない例:

- (1) ある障害で3回の反抗があった場合、パスを宣言して走行を継続することは  
できない
- (2) 落馬および人馬転での失権
- (3) 経路違反での失権
- (4) 危険な騎乗によって走行を止められた場合